

「瀬戸石ダム」「指定管理者」問題についての質疑

日本共産党熊本県議会議員 松岡 徹

<熊本県議会 12月議会> 2013.12.11

日本共産党の松岡徹です。知事が、議案説明要旨、「最近の県政の動向」中で「川辺川ダム問題への対応」「球磨川の治水」に触れておられることに関連して質疑を行います。

国交省九州地方整備局、熊本県などが共同して、昨年7月の九州北部豪雨の検証を行っています。その会合の中で、川辺川ダム住民討論集会で、国土交通省側の論者として参加した小松利光九州大学大名誉教授が講和を行い、「河川横断構造物の危険性」として、「地球温暖化によると思われる災害外力の増大下では、現存する取水ダム、橋梁、堰、頭首工などの河川横断構造物が洪水に対して更に水位を上昇させる等、非常に危険な状態を招くことが近年の洪水災害から明らかになってきた。従ってこれらの河川横断構造物のチェック、改善、撤去などが急務となっている。また土砂だけでなく流木の影響も合わせて考慮した河川計画・管理が不可欠となってきた」「電力会社管理の河川構造物や橋の点検・見直しが急務である」と指摘しています。

この指摘は、瀬戸石ダムにも明白に当てはまるものであり、球磨川の治水安全度を高めるうえで、瀬戸石ダム撤去を正面から検討するダことが求められています。

2008年8月、潮谷前知事が、新聞の「県政回顧—潮谷前知事語る。荒瀬ダム」という中で、「水利権更新を前にした水面下の交渉で許認可権を持つ国交省からは、更新を認める事実上の条件として、浸水防止のための堆砂除去や護岸補修、ダム湖内の堆砂の下流及び海域への補給などが示されました。県にとって技術的にも費用的にも高い要求で、『すべての条件を満たすのは無理』との判断にいたりました」「(荒瀬ダムの)撤去は私の決定ですが、撤去に向けて検討するよう指示したことはありません。企業局があらゆる試算の結果として言い出したことです」と述べています。

先日、市民団体がこの発言の根拠となる文書などについて、公開質問を行った際、国交省、熊本県ともに、「そういうものは知らない」との回答だったそうですが、これは事実を偽るものです。

私は国会議員を通じて、国交省が、「ダム検査規定」第4条にもとづいて、今年の5月27日の定期検査で、瀬戸石ダムを「総合判定A」としている文書を入手しました。

「総合判定A」は、「ダムおよび当該河川の安全管理上重要な問題があり、早急な対応を必要とする」というものです。

現在撤去工事が進められている荒瀬ダムも、「総合判定A」でした。

荒瀬ダムの水利権更新の時、国交省は判定Aにもとづき、熊本県知事に対して、「堆砂対策」「水質対策」「洪水被害対策」「護岸補修」について対応するよう求めています。

熊本県は、この指摘の沿って、ダム湖内の堆砂の除去、道路側壁の補修、洪水被害補償、赤潮対策、泥土の除去、下流への土砂補給、河川環境の向上策、塵芥の除去などを

検討し、発電機やダムゲートなどの主要設備の取り換え、メンテナンス等を合わせ、約73億円超の費用を試算しています。

これらをふまえて、荒瀬ダムの存廃を検討した結果、存続は、「技術的にも費用的にも困難」ということで、潮谷知事の「荒瀬ダム撤去表明にいたっています。

瀬戸石ダムは、堆積ヘドロ・土砂、護岸の痛み、アオコ、赤潮の発生、悪臭、洪水時の水害、振動、騒音、水害等々、長年住民に苦難を強いてきました。

荒瀬ダムが抱えた課題と同じです。

ダム存続の「技術的、費用的困難」、球磨川の治水、環境の回復、住民の苦難の除去等を考えるならば、瀬戸石ダムも荒瀬ダム同様撤去となるのが妥当ではないかと考えます。

なお撤去費用は、事業者である電源開発と河川管理者である国交省の負担とすべきです。根拠は、河川法75条、76条です。

河川法第36条にもとづき、知事の意見が求められることとなります。国交省に確認したところ、「瀬戸石ダムの水利権更新の可否は、『知事の意見次第』ということでした。

知事のお考えはいかがでしょうか。

(「今は答える段階ではない」という趣旨の答弁)

次に知事提出議案第28号、指定管理者の指定について伺います。

天草ビジターセンターの指定管理者として、三勢・人づくりくまもとネットが示されていますが、両者が指定管理者となっている「あしきた青年の家」では、昨年8月4日、食中毒事故をおこし、県教委から指導を受けています。ところが、今年の4月27日にまた食中毒事故をおこし、指導を受けています。さらに、今年の9月20日、天草青年の家で、アレルギー食材を誤って提供するという事故を引き起こしています。幸い大事には至らず、この事故は、公表はされておりませんが、短期間に3回の重大な事故をおこした共同体が、指定管理者として選定されているわけです。

環境生活部長に伺います。

こうした状況は知っていて、なおかつ指定しているのか、知らなかったのか、いかがでしょうか。

(「知りませんでした」)

瀬戸石ダム、荒瀬ダムともに「総合判定A」ですが、それぞれに出した国交省の文書を見ると、瀬戸石ダムは一般的で、荒瀬ダムの方は、ハードルを高くして、具体的に対策を求めています。国交省の対応に、疑問を感じています。

国交省の加減によって、水利権更新が左右され、水害、環境被害に長年、さらされてきた住民の願い、球磨川、八代海の再生への道が閉ざされることになれば、熊本県として大きな悔いを残すこととなります。

知事の英断を求め、質疑を終わります。